第１回太良町議会（定例会第１回）

平成２９年３月６日～３月１５日

議　案

平成２９年第１回太良町議会（定例会第１回）

会期（案）

会　期　　１０日間（3月６日～3月１５日）

日　次	月　日	曜	種　別	開会時刻	摘　　要
第　１　日	3．　6	月	本　会　議	9時３０分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 議案一括上程 町長の施政方針及び提案理由の説明 委員長報告
第　２　日	3．　7	火	（　議　案　調　査　）		
第　３　日	3．　8	水	本　会　議	9時３０分	一　般　質　問
第　４　日	3．　9	木	本　会　議	9時３０分	議案審議・討論・採決
第　５　日	3．１０	金	（　議　案　調　査　）		
第　６　日	3．１１	土	休　　会	―	
第　７　日	3．１２	日	休　　会	―	
第　８　日	3．１３	月	本　会　議	9時３０分	議案審議・討論・採決
第　９　日	3．１４	火	本　会　議	9時３０分	議案審議
第１０日	3．１５	水	本　会　議	9時３０分	議案審議・討論・採決・閉会

平成２９年第１回太良町議会（定例会第１回）

議事日程第１号

第１日目　　３月　６日（月）　　午前９時３０分開議

日　程	件　　名
日程第　１	会議録署名議員の指名について
日程第　２	会期の決定について
日程第　３	諸般の報告について
日程第　４	議案一括上程 町長提案　　議案第　１号～議案第２４号 町長の施政方針および提案理由の説明
日程第　５	委員長報告 経済建設常任委員会（ 行政視察 ） 議会活性化特別委員会（ 所管事務調査 ）

提　出　議　案　目　録

議案第　１号　専決処分事項の承認を求めることについて

議案第　２号　平成２８年度太良町一般会計補正予算（第５号）について

議案第　３号　平成２８年度太良町山林特別会計補正予算（第２号）について

議案第　４号　平成２８年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

議案第　５号　平成２８年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について

議案第　６号　平成２８年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第３号）について

議案第　７号　平成２８年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第３号）について

議案第　８号　平成２８年度太良町水道事業会計補正予算（第２号）について

議案第　９号　太良町個人情報保護条例及び太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１０号　職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１１号　太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１２号　太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１３号　太良町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第１４号　太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１５号　太良町学校給食センター新築工事請負変更契約の締結について

議案第１６号　太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について

議案第１７号　平成２９年度太良町一般会計予算について

議案第１８号　平成２９年度太良町山林特別会計予算について

議案第１９号　平成２９年度太良町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第２０号　平成２９年度太良町国民健康保険特別会計予算について

議案第２１号　平成２９年度太良町漁業集落排水特別会計予算について

議案第２２号　平成２９年度太良町簡易水道特別会計予算について

議案第２３号　平成２９年度太良町水道事業会計予算について

議案第２４号　平成２９年度町立太良病院事業会計予算について

上記のとおり

平成２９年３月６日

太良町長　岩　島　正　昭

議 員 派 遣 の 報 告

平成２９年　３月　６日

本議会は、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２３条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

１　杵藤地区町村議会議長会議員研修会

（１）　目　　的　　「熊本地震における緊急消防援助隊の活動と今後」を演題として開催された研修会

（２）　派遣場所　　江北町ふれあい交流センター

（３）　期　　間　　平成２９年３月２日

（４）　派遣議員　　全議員

議案第１号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成２９年３月６日提出

太良町長　岩　島　正　昭

専　決　処　分　書

平成２８年度太良町一般会計補正予算（第４号）を地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成２９年１月１６日

太良町長　岩　島　正　昭

別紙

平成２８年度太良町一般会計補正予算（第４号）

平成２８年度太良町一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３２０，９００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，８７４，２４７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第1表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 寄附金		600,002	200,000	800,002
	1. 寄附金	600,002	200,000	800,002
17. 繰入金		782,184	120,900	903,084
	2. 基金繰入金	773,537	120,900	894,437
歳入合計		6,553,347	320,900	6,874,247

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1，662，693	320，900	1，983，593
	1. 総務管理費	1，517，065	320，900	1，837，965
歳出合計		6，553，347	320，900	6，874，247

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	備考
16. 寄附金	600,002	200,000	800,002	
17. 繰入金	782,184	120,900	903,084	
歳入合計	6,553,347	320,900	6,874,247	

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1,662,693	320,900	1,983,593			320,900	
歳出合計	6,553,347	320,900	6,874,247			320,900	

2　歳　入

（款）　16. 寄附金　（項）　1. 寄附金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
4. ふるさと応援寄附金	600,000	200,000	800,000	1. ふるさと応援寄附金	200,000	ふるさと応援寄附金
計	600,002	200,000	800,002			

（款）　17. 繰入金　（項）　2. 基金繰入金

9. ふるさと応援寄附金基金繰入金	538,300	120,900	659,200	1. ふるさと応援寄附金基金繰入金	120,900	ふるさと応援寄附金基金繰入金
計	773,537	120,900	894,437			

3　歳　出

（款）　2. 総務費　（項）　1. 総務管理費

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他		区　分	金　額	
4. 企画財政管理費	479,200	120,900	600,100			120,900		8. 報償費	100,000	ふるさと応援寄附金謝礼
								12. 役務費	16,600	通信運搬費　13,800 手数料　2,800
								13. 委託料	4,300	インターネット広告委託料
29. ふるさと応援寄附金基金費	600,000	200,000	800,000			200,000		25. 積立金	200,000	基金積立金
計	1,517,065	320,900	1,837,965			320,900				

議案第２号

平成２８年度太良町一般会計補正予算（第５号）

平成２８年度太良町一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２６，２５３千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，８４７，９９４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の変更は、「第２表　継続費補正」による。

（繰越明許費）

第３条　地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第３表　繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の追加、変更、廃止は、「第４表　地方債補正」による。

平成２９年３月６日提出

太良町長　岩　島　正　昭

第1表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 町税		689,046	28,731	717,777
	1. 町民税	276,128	17,424	293,552
	2. 固定資産税	326,235	11,200	337,435
	3. 軽自動車税	27,715	3,270	30,985
	4. たばこ税	54,021	△2,600	51,421
	5. 入湯税	4,947	△563	4,384
3. 利子割交付金		859	△148	711
	1. 利子割交付金	859	△148	711
4. 配当割交付金		2,928	△93	2,835
	1. 配当割交付金	2,928	△93	2,835
5. 株式等譲渡所得割交付金		2,328	△1,095	1,233
	1. 株式等譲渡所得割交付金	2,328	△1,095	1,233
6. 地方消費税交付金		144,750	6,906	151,656
	1. 地方消費税交付金	144,750	6,906	151,656

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 自動車取得税交付金		6，836	2，983	9，819
	1. 自動車取得税交付金	6，836	2，983	9，819
11. 分担金及び負担金		93，668	△8，384	85，284
	1. 分担金	3，790	△1，520	2，270
	2. 負担金	89，878	△6，864	83，014
12. 使用料及び手数料		48，913	△33	48，880
	1. 使用料	26，365	△33	26，332
13. 国庫支出金		513，749	23，973	537，722
	1. 国庫負担金	374，080	42，265	416，345
	2. 国庫補助金	136，448	△18，292	118，156
14. 県支出金		480，982	△29，029	451，953
	1. 県負担金	214，660	△104	214，556
	2. 県補助金	244，640	△26，958	217，682
	3. 委託金	21，682	△1，967	19，715
15. 財産収入		12，492	543	13，035

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 普通財産運用収入	12,487	543	13,030
17. 繰入金		903,084	△110,804	792,280
	2. 基金繰入金	894,437	△110,804	783,633
19. 諸収入		107,617	△1,003	106,614
	5. 雑入	57,256	△1,003	56,253
20. 町債		530,492	61,200	591,692
	1. 町債	530,492	61,200	591,692
歳入合計		6,874,247	△26,253	6,847,994

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		82,447	△2,097	80,350
	1. 議会費	82,447	△2,097	80,350
2. 総務費		1,983,593	62,997	2,046,590
	1. 総務管理費	1,837,965	75,165	1,913,130
	2. 徴税費	110,260	△5,120	105,140
	3. 戸籍住民基本台帳費	23,544	△3,219	20,325
	4. 選挙費	10,150	△3,794	6,356
	5. 統計調査費	624	△35	589
3. 民生費		1,580,389	△27,467	1,552,922
	1. 社会福祉費	1,089,493	△35,478	1,054,015
	2. 児童福祉費	490,894	8,011	498,905
4. 衛生費		610,417	△22,710	587,707
	1. 保健衛生費	438,312	△19,909	418,403
	2. 清掃費	172,105	△2,801	169,304

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費		457,101	△41,929	415,172
	1. 農業費	283,754	△36,116	247,638
	2. 林業費	87,240	△5,721	81,519
	3. 水産業費	86,107	△92	86,015
7. 商工費		222,236	△495	221,741
	1. 商工費	222,236	△495	221,741
8. 土木費		403,436	△51,668	351,768
	1. 土木管理費	33,750	△280	33,470
	2. 道路橋梁費	334,081	△27,458	306,623
	5. 住宅費	35,265	△23,930	11,335
9. 消防費		220,524	△6,737	213,787
	1. 消防費	220,524	△6,737	213,787
10. 教育費		758,806	70,887	829,693
	1. 教育総務費	82,751	△6,773	75,978
	2. 小学校費	104,390	△9,845	94,545

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3. 中学校費	92,372	△3,908	88,464
	4. 社会教育費	90,459	△1,783	88,676
	5. 保健体育費	388,834	93,196	482,030
11. 災害復旧費		70,018	△3,000	67,018
	1. 農林水産施設災害復旧費	39,598	0	39,598
	2. 公共土木施設災害復旧費	30,420	△3,000	27,420
12. 公債費		470,278	△4,034	466,244
	1. 公債費	470,278	△4,034	466,244
歳出合計		6,874,247	△26,253	6,847,994

第2表　継続費補正

変　更

款	項	事　業　名	補　正　前			補　正　後		
			総　額	年　度	年割額	総　額	年　度	年割額
10 教育費	5 保健体育費	給食センター施設整備事業	千円 630,000	平成28年度	千円 252,000	千円 630,000	平成28年度	千円 349,772
				平成29年度	378,000		平成29年度	280,228

第３表　繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
2　総務費	1　戸籍住民基本台帳費	通知カード・個人番号カード交付事業費	737
3　民生費	1　社会福祉費	臨時福祉給付金事業	750
１１　災害復旧費	1　農林水産施設災害復旧費	農地等災害復旧事業	17,000
合　計			18,487

第４表　地方債補正

１　追　加

（単位：千円）

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利　　率	償 還 の 方 法
学校教育施設等整備事業	68,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

２　変　更

（単位:千円）

起債の目的	補　正　前				補　正　後			
	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
道路等災害復旧事業（現年災）	9,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	8,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

３　廃　止

（単位:千円）

起債の目的	補　正　前				補　正　後				備　考
	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法	
緊急防災・減災事業債	5,800	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	－	－	－	－	充当財源の変更

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	備考
1. 町税	689,046	28,731	717,777	
3. 利子割交付金	859	△148	711	
4. 配当割交付金	2,928	△93	2,835	
5. 株式等譲渡所得割交付金	2,328	△1,095	1,233	
6. 地方消費税交付金	144,750	6,906	151,656	
7. 自動車取得税交付金	6,836	2,983	9,819	

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	備考
11. 分担金及び負担金	93，668	△8，384	85，284	
12. 使用料及び手数料	48，913	△33	48，880	
13. 国庫支出金	513，749	23，973	537，722	
14. 県支出金	480，982	△29，029	451，953	
15. 財産収入	12，492	543	13，035	
17. 繰入金	903，084	△110，804	792，280	
19. 諸収入	107，617	△1，003	106，614	

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
20. 町債	530,492	61,200	591,692	
歳入合計	6,874,247	△26,253	6,847,994	

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	82,447	△2,097	80,350				△2,097
2. 総務費	1,983,593	62,997	2,046,590	△1,843		413	64,427
3. 民生費	1,580,389	△27,467	1,552,922	10,052		△8,734	△28,785
4. 衛生費	610,417	△22,710	587,707	△3,123		△8,300	△11,287
6. 農林水産業費	457,101	△41,929	415,172	△20,118		△4,175	△17,636
7. 商工費	222,236	△495	221,741				△495
8. 土木費	403,436	△51,668	351,768	△16,900			△34,768

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 消防費	220,524	△6,737	213,787		△5,800		△937
10. 教育費	758,806	70,887	829,693	33,133	68,000	△10,533	△19,713
11. 災害復旧費	70,018	△3,000	67,018	△6,257	△1,000	△380	4,637
12. 公債費	470,278	△4,034	466,244				△4,034
歳出合計	6,874,247	△26,253	6,847,994	△5,056	61,200	△31,709	△50,688

2　歳　入

（款）　1. 町税　（項）　1. 町民税

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　明
1. 個人	242,382	27,209	269,591	1. 現年課税分	27,000	個人現年課税分
				2. 滞納繰越分	209	個人滞納繰越分
2. 法人	33,746	△9,785	23,961	1. 現年課税分	△9,900	法人現年課税分
				2. 滞納繰越分	115	法人滞納繰越分
計	276,128	17,424	293,552			

（款）　1. 町税　（項）　2. 固定資産税

1. 固定資産税	325,525	11,200	336,725	1. 現年課税分	11,200	固定資産税現年課税分
計	326,235	11,200	337,435			

（款）　1. 町税　（項）　3. 軽自動車税

1. 軽自動車税	27,715	3,270	30,985	1. 現年課税分	3,270	軽自動車税現年課税分
計	27,715	3,270	30,985			

（款）　1. 町税　（項）　4. たばこ税

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
1. たばこ税	54,021	△2,600	51,421	1. 現年課税分	△2,600	たばこ税現年課税分
計	54,021	△2,600	51,421			

（款）　1. 町税　（項）　5. 入湯税

1. 入湯税	4,947	△563	4,384	1. 現年課税分	△770	入湯税現年課税分
				2. 滞納繰越分	207	入湯税滞納繰越分
計	4,947	△563	4,384			

（款）　3. 利子割交付金　（項）　1. 利子割交付金

1. 利子割交付金	859	△148	711	1. 利子割交付金	△148	利子割交付金
計	859	△148	711			

（款）　4. 配当割交付金　（項）　1. 配当割交付金

1. 配当割交付金	2,928	△93	2,835	1. 配当割交付金	△93	配当割交付金
計	2,928	△93	2,835			

（款）　5. 株式等譲渡所得割交付金　（項）　1. 株式等譲渡所得割交付金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
1. 株式等譲渡所得割交付金	2,328	△1,095	1,233	1. 株式等譲渡所得割交付金	△1,095	株式等譲渡所得割交付金
計	2,328	△1,095	1,233			

（款）　6. 地方消費税交付金　（項）　1. 地方消費税交付金

1. 地方消費税交付金	144,750	6,906	151,656	1. 地方消費税交付金	6,906	地方消費税交付金
計	144,750	6,906	151,656			

（款）　7. 自動車取得税交付金　（項）　1. 自動車取得税交付金

1. 自動車取得税交付金	6,836	2,983	9,819	1. 自動車取得税交付金	2,983	自動車取得税交付金
計	6,836	2,983	9,819			

（款）　11. 分担金及び負担金　（項）　1. 分担金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
2. 農林水産業費分担金	2,390	△1,140	1,250	1. 農業費分担金	△1,140	土地改良事業費分担金（単独）（50%）・（35%）
4. 災害復旧費分担金	1,400	△380	1,020	1. 農林水産施設災害復旧費分担金	△380	農地等災害復旧事業費分担金 （4.56%・0.47%→1.44%・0.18%）
計	3,790	△1,520	2,270			

（款）　11. 分担金及び負担金　（項）　2. 負担金

1. 民生費負担金	89,874	△6,864	83,010	1. 社会福祉費負担金	△864	老人ホーム入所者等負担金　△764 地域支援事業費負担金　△100
				2. 児童福祉費負担金	△6,000	保育所保護者負担金
計	89,878	△6,864	83,014			

（款）　12. 使用料及び手数料　（項）　1. 使用料

7. 教育使用料	1,096	△33	1,063	3. 保健体育使用料	△33	艇庫使用料
計	26,365	△33	26,332			

（款）　13. 国庫支出金　（項）　1. 国庫負担金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　明
1. 民生費国庫負担金	329,094	12,259	341,353	1. 社会福祉費負担金	2,855	保険基盤安定負担金（1/2）　△895 障害者自立支援給付費負担金（1/2）　3,000 障害者医療費負担金（1/2）　750
				2. 児童福祉費負担金	9,404	児童措置費負担金（1/2）　10,420 施設型給付費負担金（1/2）　△1,016
3. 教育費国庫負担金	26,622	32,006	58,628	1. 小中学校費負担金	△10,310	学校施設環境改善交付金（1/3）
				3. 保健体育費負担金	42,316	学校施設環境改善交付金（1/2・1/3）
4. 災害復旧費国庫負担金	18,173	△2,000	16,173	1. 公共土木施設災害復旧費負担金	△2,000	道路等災害復旧事業費負担金（2/3）
計	374,080	42,265	416,345			

（款）　13. 国庫支出金　（項）　2. 国庫補助金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
1. 総務費国庫補助金	4,685	124	4,809	1. 総務管理費補助金	124	社会保障・税番号制度システム整備費補助金（総務省分）
2. 民生費国庫補助金	27,556	△1,376	26,180	1. 社会福祉費補助金	△1,376	地域生活支援事業費補助金（1/2）　△450 地域介護・福祉空間整備推進交付金（国庫繰越分 10/10）　△926
3. 衛生費国庫補助金	5,413	△1,077	4,336	1. 保健衛生費補助金	△1,077	循環型社会形成推進交付金（1/3）　△1,071 乳児家庭全戸訪問事業支援事業費補助金（1/3）　△6
5. 土木費国庫補助金	98,150	△16,900	81,250	1. 道路橋梁費補助金	△16,900	社会資本整備総合交付金（65%）
7. 教育費国庫補助金	644	937	1,581	1. 教育総務費補助金	△167	幼稚園就園奨励費補助金（1/3）
				2. 小学校費補助金	△207	要保護児童生徒援助費補助金（1/2）　△30 特別支援教育就学奨励費補助金（1/2）　△177
				3. 中学校費補助金	△162	特別支援教育就学奨励費補助金（1/2）
				5. 社会教育費補助金	1,473	社会資本整備総合交付金（1/3）
計	136,448	△18,292	118,156			

（款）　14. 県支出金　（項）　1. 県負担金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
1. 民生費県負担金	214,565	△104	214,461	1. 社会福祉費負担金	△4,884	保険基盤安定負担金(国保分)（3/4・1/4）	△3,983
						保険基盤安定負担金(後期高齢者医療分)（3/4）	△2,776
						障害者自立支援医療費負担金（1/4）	375
						障害者自立支援給付費負担金（1/4）	1,500
				2. 児童福祉費負担金	4,780	児童措置費負担金（1/4）	5,211
						施設型給付費負担金（1/4）	△431
計	214,660	△104	214,556				

（款）　14. 県支出金　（項）　2. 県補助金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　明
2. 民生費県補助金	38,821	△727	38,094	1. 社会福祉費補助金	△727	民生児童委員活動費交付金（定額） 23 社会福祉法人等の利用者負担軽減事業費補助金（3/4） △525 地域生活支援事業費補助金（1/4） △225
3. 衛生費県補助金	6,307	△2,046	4,261	1. 保健衛生費補助金	△2,046	循環型社会形成推進交付金（1/3） △1,942 健康増進事業費補助金（2/3） △98 乳児家庭全戸訪問事業支援事業費補助金（1/3） △6
4. 農林水産業費県補助金	131,684	△20,118	111,566	1. 農業費補助金	△15,868	死亡獣畜処理対策事業費補助金（1/3） △515 中山間地域等直接支払推進交付金（1/2） △235 さが園芸農業者育成対策事業費補助金（1/3） △10,191 新規就農・経営継承総合支援事業費補助金（10/10） △4,875 中山間地域担い手農地集積促進対策事業費補助金（10/10） △52
				2. 林業費補助金	△4,250	重要森林公有化等支援事業費補助金（10/10） △700 森林・林業生産基盤づくり交付金（3/5） △3,550

（款）　14. 県支出金　（項）　2. 県補助金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　明
7. 教育費県補助金	1,031	190	1,221	4. 社会教育費補助金	190	放課後子供教室推進事業費補助金（2/3・10/10）
8. 災害復旧費県補助金	33,014	△4,257	28,757	1. 農林水産施設災害復旧費補助金	△4,257	農地等災害復旧事業費補助金（84.8%・95.3%→95.2%・98.2%）△4,426 林道災害復旧事業費補助金（1/2）169
計	244,640	△26,958	217,682			

（款）　14. 県支出金　（項）　3. 委託金

1. 総務費委託金	20,902	△1,967	18,935	1. 総務管理費委託金	17	県民だより配布事務費委託金
				4. 選挙費委託金	△1,949	有明海区漁業調整委員選挙費委託金
				5. 統計調査費委託金	△35	工業統計調査費委託金
計	21,682	△1,967	19,715			

（款）　15. 財産収入　（項）　1. 普通財産運用収入

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　明	
				区　分	金　額		
2. 利子及び配当金収入	8,005	543	8,548	1. 利子及び配当金収入	543	財政調整基金利子	△2
						減債基金利子	△149
						地域福祉基金利子	130
						下水道等事業基金利子	△12
						地域づくり事業基金利子	△4
						スポーツ・文化振興基金利子	96
						公共施設整備基金利子	484
計	12,487	543	13,030				

（款）　17. 繰入金　（項）　2. 基金繰入金

2. 減債基金繰入金	109,941	△87,104	22,837	1. 減債基金繰入金	△87,104	減債基金繰入金
7. 公共施設整備基金繰入金	83,230	△10,000	73,230	1. 公共施設整備基金繰入金	△10,000	公共施設整備基金繰入金
9. ふるさと応援寄附金基金繰入金	659,200	△13,700	645,500	1. ふるさと応援寄附金基金繰入金	△13,700	ふるさと応援寄附金基金繰入金
計	894,437	△110,804	783,633			

（款）　19．諸収入　（項）　5．雑入

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
4．雑入	55,447	△1,003	54,444	2．雑入	△1,003	佐賀県市町村振興協会市町村交付金（宝くじ収益金） △886 森林整備担い手育成基金助成事業助成金　△190 中山間地域等直接支払交付金返還金　73
計	57,256	△1,003	56,253			

（款）　20．町債　（項）　1．町債

5．教育債	0	68,000	68,000	3．学校教育施設等整備事業債	68,000	学校教育施設等整備事業債
6．災害復旧債	13,100	△1,000	12,100	2．公共土木施設災害復旧事業債	△1,000	道路等災害復旧事業債（現年災）
9．緊急防災・減災事業債	5,800	△5,800	0	1．緊急防災・減災事業債	△5,800	緊急防災・減災事業債(単独)
計	530,492	61,200	591,692			

3　歳　出

（款）　1. 議会費　（項）　1. 議会費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	82,447	△2,097	80,350				△2,097	7. 賃金	△30	事務補助賃金
								8. 報償費	△21	議会広報編集委員会委員報償金
								9. 旅費	△945	費用弁償 △620 普通旅費 △27 研究調査旅費 △298
								11. 需用費	△268	消耗品費 △191 食糧費 △22 印刷製本費 △55
								13. 委託料	△717	会議録反訳委託料
								14. 使用料及び賃借料	△116	コピー機・インターネット接続機器使用料
計	82,447	△2,097	80,350				△2,097			

（款）　2. 総務費　（項）　1. 総務管理費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源				
				国県支出金	地方債	その他		区分	金額		
1. 一般管理費	346,664	△24,070	322,594				△24,070	2. 給料	△2,176	一般職給	
								3. 職員手当等	△2,372	扶養手当	△356
										住居手当	△282
										期末手当	△762
										退職手当組合負担金	△972
								4. 共済費	△14,802	共済組合負担金（特別職）	△1,057
										共済追加費用	△13,745
								7. 賃金	△579	事務補助賃金	△170
										マイクロバス運転手賃金	△409
								8. 報償費	△55	退職区長記念品代	
								9. 旅費	△325	普通旅費	△125
										研修旅費	△200
								11. 需用費	131	燃料費	△69
										光熱水費	200
								12. 役務費	△1,059	通信運搬費	

（款）　2. 総務費　（項）　1. 総務管理費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他		区分	金額	
								13. 委託料	△929	職員研修委託料 △300 人事評価制度構築・導入支援業務委託料 △108 庁舎管理委託料 △521
								15. 工事請負費	△1,686	庁舎議場ＬＥＤ照明機器設置工事
								19. 負担金補助及び交付金	△218	事務協議会負担金 △78 市町村アカデミー等負担金 △68 空き家等の適正管理推進費補助金 △72
2. 福利厚生費	741	△689	52				△689	9. 旅費	△56	普通旅費
								11. 需用費	△633	消耗品費
3. 文書広報費	11,304	△489	10,815	17			△506	11. 需用費	17	消耗品費
								13. 委託料	△108	個人情報保護法等関連例規整備支援業務委託料
								14. 使用料及び賃借料	△398	コピー機等リース料
6. 電子計算費	41,888	0	41,888	124			△124			財源組替

（款）　2. 総務費　（項）　1. 総務管理費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他		区分	金額	
11. 財政調整基金費	1,373	△2	1,371			△2		25. 積立金	△2	基金利子積立金
12. 減債基金費	3,871	△149	3,722			△149		25. 積立金	△149	基金利子積立金
14. 下水道等事業基金費	4,566	△12	4,554			△12		25. 積立金	△12	基金利子積立金
15. 地域づくり事業基金費	338	△4	334			△4		25. 積立金	△4	基金利子積立金
16. スポーツ・文化振興基金費	45	96	141			96		25. 積立金	96	基金利子積立金
17. 公共施設整備基金費	1,442	100,484	101,926			484	100,000	25. 積立金	100,484	基金積立金 100,000 基金利子積立金 484
計	1,837,965	75,165	1,913,130	141		413	74,611			

（款）　2. 総務費　（項）　2. 徴税費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 税務総務費	57,952	△1,620	56,332	△348			△1,272	2. 給料	△627	一般職給
								3. 職員手当等	△505	扶養手当 △124 期末手当 △243 退職手当組合負担金 △138
								4. 共済費	△140	共済組合負担金
								7. 賃金	△348	事務補助賃金
2. 賦課徴収費	52,308	△3,500	48,808	348			△3,848	13. 委託料	△3,500	国土調査修正登記委託料
計	110,260	△5,120	105,140				△5,120			

（款）　2. 総務費　（項）　3. 戸籍住民基本台帳費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 戸籍住民基本台帳費	23,544	△3,219	20,325				△3,219	2. 給料	△2,088	一般職給
								3. 職員手当等	△691	期末手当 △224 勤勉手当 △189 退職手当組合負担金 △278
								4. 共済費	△440	共済組合負担金
計	23,544	△3,219	20,325				△3,219			

（款）　2. 総務費　（項）　4. 選挙費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
4. 参議院議員選挙費	6,380	△505	5,875				△505	1. 報酬	△5	期日前投票管理者等報酬
								3. 職員手当等	△53	時間外勤務手当 △44 管理職員特別勤務手当 △9
								7. 賃金	△101	事務補助賃金
								11. 需用費	△135	消耗品費 △71 燃料費 △7 食糧費 △12 印刷製本費 △45
								12. 役務費	△161	通信運搬費 △143 手数料 △18
								14. 使用料及び賃借料	△33	投票所等借上料
								18. 備品購入費	△17	選挙用備品
7. 有明海区漁業調整委員選挙費	2,166	△2,165	1	△1,949			△216	1. 報酬	△397	期日前投票管理者等報酬

（款）　2. 総務費　（項）　4. 選挙費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
								3. 職員手当等	△960	時間外勤務手当 △924 管理職員特別勤務手当 △36
								8. 報償費	△20	看板設置謝礼
								9. 旅費	△5	普通旅費
								11. 需用費	△572	消耗品費 △500 燃料費 △7 食糧費 △65
								12. 役務費	△107	通信運搬費
								13. 委託料	△73	不在者投票委託料
								14. 使用料及び賃借料	△31	投票所等借上料
11. 大浦地区土地改良総代選挙費	1,124	△1,124	0				△1,124	1. 報酬	△218	期日前投票管理者等報酬
								3. 職員手当等	△704	時間外勤務手当 △677 管理職員特別勤務手当 △27
								8. 報償費	△20	看板設置謝礼

（款）　2. 総務費　（項）　4. 選挙費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源				
				国県支出金	地方債	その他		区分	金額		
								9. 旅費	△6	普通旅費	
								11. 需用費	△105	消耗品費	△50
										燃料費	△7
										食糧費	△37
										印刷製本費	△11
								12. 役務費	△71	通信運搬費	
計	10,150	△3,794	6,356	△1,949			△1,845				

（款）　2. 総務費　（項）　5. 統計調査費

2. 指定統計調査費	592	△35	557	△35				1. 報酬	△28	工業統計調査員報酬	
								11. 需用費	△4	消耗品費	△3
										食糧費	△1
								12. 役務費	△3	通信運搬費	
計	624	△35	589	△35							

（款）　3. 民生費　（項）　1. 社会福祉費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他		区分	金額	
1. 社会福祉総務費	228,243	△14,249	213,994	△4,855		△1,000	△8,394	2. 給料	△3,861	一般職給
								3. 職員手当等	△2,233	住居手当 △85 期末手当 △883 勤勉手当 △416 退職手当組合負担金 △849
								4. 共済費	△650	共済組合負担金
								19. 負担金補助及び交付金	△1,000	結婚祝金
								28. 繰出金	△6,505	国民健康保険特別会計繰出金（保険基盤安定保険税軽減分） △4,713 国民健康保険特別会計繰出金（保険基盤安定保険者支援分） △1,792
2. 老人福祉総務費	467,971	△24,955	443,016	△4,227		△764	△19,964	11. 需用費	△300	燃料費
								19. 負担金補助及び交付金	△14,794	杵藤広域圏組合負担金（介護保険費） △13,168 社会福祉法人等の利用者負担軽減事業費補助金 △700

（款）　3. 民生費　（項）　1. 社会福祉費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
										地域介護・福祉空間整備推進交付金（国庫繰越分） △926
								20. 扶助費	△4,800	老人ホーム入所措置費 △4,000 家族介護慰労金 △800
								28. 繰出金	△5,061	後期高齢者医療特別会計繰出金
4. 心身障害者福祉総務費	298,508	7,050	305,558	4,950			2,100	7. 賃金	△900	障害者総合相談窓口相談員賃金
								13. 委託料	450	障害者等日中一時支援事業委託料
								20. 扶助費	7,500	障害者自立支援給付費 6,000 障害者自立支援医療費（更生医療） 1,500
5. 国民年金費	8,706	△724	7,982				△724	2. 給料	△426	一般職給
								3. 職員手当等	△298	期末手当 △148 勤勉手当 △56 退職手当組合負担金 △94
6. 総合福祉保健センター管理費	32,346	△500	31,846				△500	11. 需用費	△500	修繕料

（款）　3. 民生費　（項）　1. 社会福祉費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
7. 地域支援事業費	53,719	△2,100	51,619			△100	△2,000	7. 賃金	△200	ケアマネージャー賃金
								13. 委託料	△1,900	介護予防出前教室事業委託料　△100 在宅高齢者総合相談業務委託料　△1,800
計	1,089,493	△35,478	1,054,015	△4,132		△1,864	△29,482			

（款）　3. 民生費　（項）　2. 児童福祉費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他		区分	金額	
1. 児童福祉総務費	86,283	△2,089	84,194			△870	△1,219	3. 職員手当等	△432	期末手当 △240 勤勉手当 △192
								4. 共済費	△62	共済組合負担金
								19. 負担金補助及び交付金	△1,250	誕生祝金
								20. 扶助費	△1,751	子どもの医療費助成
								23. 償還金利子及び割引料	1,406	県支出金精算返納金
3. 児童措置費	398,545	10,100	408,645	14,184		△6,000	1,916	13. 委託料	9,300	保育所運営委託料
								19. 負担金補助及び交付金	800	施設型給付費負担金
計	490,894	8,011	498,905	14,184		△6,870	697			

（款）　4. 衛生費　（項）　1. 保健衛生費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源				
				国県支出金	地方債	その他		区分	金額		
1. 保健衛生総務費	72,285	△7,018	65,267	△12		△2,600	△4,406	2. 給料	△1,383	一般職給	
								3. 職員手当等	△1,341	扶養手当	△78
										通勤手当	△110
										期末手当	△640
										勤勉手当	△208
										退職手当組合負担金	△305
								4. 共済費	△285	共済組合負担金	
								8. 報償費	△204	フッ化物洗口推進時謝金	
								11. 需用費	△600	消耗品費	
								13. 委託料	△2,590	妊婦・乳児健康診査及び事務処理委託料	
								19. 負担金補助及び交付金	△615	保健活動研修会参加負担金	△15
										不妊治療費助成金	△600
2. 予防費	45,065	△4,165	40,900	△98			△4,067	7. 賃金	△859	健康診査及び保健指導等賃金	
								13. 委託料	△2,390	各種健（検）診委託料	△2,190
										結核健診（胸部レントゲン）委託料	△200

（款）　4. 衛生費　（項）　1. 保健衛生費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他		区分	金額	
								18. 備品購入費	△16	健康増進事業用備品
								19. 負担金補助及び交付金	△900	予防接種費等助成金
4. 環境衛生費	125,313	△8,726	116,587	△3,013		△5,700	△13	19. 負担金補助及び交付金	△8,726	家庭用合併処理浄化槽設置整備事業費補助金
計	438,312	△19,909	418,403	△3,123		△8,300	△8,486			

（款）　4. 衛生費　（項）　2. 清掃費

1. 塵芥処理費	123,443	△2,801	120,642				△2,801	19. 負担金補助及び交付金	△2,801	佐賀県西部広域環境組合負担金
計	172,105	△2,801	169,304				△2,801			

（款）　6. 農林水産業費　（項）　1. 農業費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 農業委員会費	21,783	△384	21,399				△384	3. 職員手当等	△384	扶養手当	△318
										通勤手当	△66
2. 農業総務費	41,308	△2,804	38,504				△2,804	2. 給料	△1,558	一般職給	
								3. 職員手当等	△1,195	期末手当	△541
										勤勉手当	△309
										退職手当組合負担金	△345
								4. 共済費	△55	共済組合負担金	
								27. 公課費	4	自動車重量税	
3. 農業振興費	83,547	△8,040	75,507	△5,162		△2,845	△33	19. 負担金補助及び交付金	△8,095	有害鳥獣駆除対策費補助金	409
										有害鳥獣被害防止対策費補助金	△697
										青年就農給付金	△4,875
										中山間地域担い手農地集積促進対策事業費補助金	△52
										太良町親元就農給付金	△2,880

（款）　6. 農林水産業費　（項）　1. 農業費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
								23. 償還金利子及び割引料	55	県支出金精算返納金
4. 特産地づくり推進費	48,612	△12,534	36,078	△10,191			△2,343	19. 負担金補助及び交付金	△12,534	さが園芸農業者育成対策事業費補助金
6. 畜産業費	9,798	△1,030	8,768	△515			△515	19. 負担金補助及び交付金	△1,030	死亡獣畜処理対策事業費補助金
7. 農地費	78,706	△11,324	67,382			△1,140	△10,184	2. 給料	△1,854	一般職給
								3. 職員手当等	△1,724	扶養手当 △468 期末手当 △592 勤勉手当 △256 退職手当組合負担金 △408
								4. 共済費	△556	共済組合負担金
								15. 工事請負費	△3,000	土地改良事業（単独）

（款）　6. 農林水産業費　（項）　1. 農業費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								19. 負担金補助及び交付金	△4,190	農地基盤整備事業費補助金
計	283,754	△36,116	247,638	△15,868		△3,985	△16,263			

（款）　6. 農林水産業費　（項）　2. 林業費

2. 林業振興費	40,911	△5,331	35,580	△4,250		△190	△891	13. 委託料	△747	環境林整備事業委託料
								19. 負担金補助及び交付金	△4,584	森林整備担い手育成基金助成事業費補助金 △380 森林・林業生産基盤づくり交付金事業費補助金 △4,204
3. 林業総合センター管理費	1,122	△362	760				△362	15. 工事請負費	△362	林業センター空調機取替工事
4. 林道費	23,028	△28	23,000				△28	13. 委託料	△100	林道橋梁点検委託料
								19. 負担金補助及び交付金	72	佐賀県治山林道協会負担金
計	87,240	△5,721	81,519	△4,250		△190	△1,281			

（款）　6. 農林水産業費　（項）　3. 水産業費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他		区分	金額	
1. 水産総務費	81,720	△92	81,628				△92	2. 給料	△92	一般職給
計	86,107	△92	86,015				△92			

（款）　7. 商工費　（項）　1. 商工費

1. 商工総務費	98,936	△495	98,441				△495	1. 報酬	40	地域公共交通会議委員報酬
								2. 給料	△321	一般職給
								3. 職員手当等	△267	期末手当 △200 退職手当組合負担金 △67
								9. 旅費	53	費用弁償
計	222,236	△495	221,741				△495			

（款）　8. 土木費　（項）　1. 土木管理費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 土木総務費	33,750	△280	33,470				△280	3. 職員手当等	△180	期末手当
								7. 賃金	△100	事務補助賃金
計	33,750	△280	33,470				△280			

（款）　8. 土木費　（項）　2. 道路橋梁費

1. 道路橋梁総務費	36,797	△458	36,339				△458	13. 委託料	△458	道路台帳補正委託料
2. 道路維持費	194,632	△26,000	168,632	△16,900			△9,100	15. 工事請負費	△26,000	法面保護補修事業
3. 道路新設改良費	102,652	△1,000	101,652				△1,000	22. 補償補填及び賠償金	△1,000	補償金
計	334,081	△27,458	306,623	△16,900			△10,558			

（款）　8. 土木費　（項）　5. 住宅費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他		区分	金額	
1. 住宅管理費	8,276	730	9,006				730	11. 需用費	730	修繕料
3. 住宅建設費	26,989	△24,660	2,329				△24,660	8. 報償費	△60	報償費
								13. 委託料	△8,800	定住促進住宅建設事業設計業務委託料
								15. 工事請負費	△15,800	定住促進住宅建設事業
計	35,265	△23,930	11,335				△23,930			

（款）　9. 消防費　（項）　1. 消防費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他		区分	金額	
1. 常備消防費	135,286	△1,596	133,690				△1,596	19. 負担金補助及び交付金	△1,596	杵藤広域圏組合負担金（消防費）
2. 非常備消防費	57,226	△1,992	55,234		△5,800		3,808	8. 報償費	△110	消防団員退職報償金　△74 消防団員退職功労金　△36
								11. 需用費	△1,300	消耗品費
								18. 備品購入費	△582	消防車輌等
4. 防災費	11,842	△3,149	8,693				△3,149	11. 需用費	△450	消耗品費
								13. 委託料	△2,160	戸別受信機調査業務委託料
								15. 工事請負費	△539	戸別受信機設置工事
計	220,524	△6,737	213,787		△5,800		△937			

（款）　10. 教育費　（項）　1. 教育総務費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 教育委員会費	1,462	△415	1,047				△415	1. 報酬	△146	教育委員会委員報酬
								9. 旅費	△269	費用弁償
2. 事務局費	81,115	△6,250	74,865	△167			△6,083	2. 給料	△2,217	一般職給
								3. 職員手当等	△1,153	期末手当 △487 勤勉手当 △182 退職手当組合負担金 △484
								4. 共済費	△1,106	共済組合負担金 △283 社会保険料（雇用保険料） △257 社会保険料（その他） △566
								7. 賃金	△197	適応教室指導員賃金
								8. 報償費	△270	教職員研修会講師等謝金
								9. 旅費	△133	普通旅費
								13. 委託料	△368	学校ＩＣＴ支援員等配置事業委託料
								19. 負担金補助及び交付金	△806	特別支援学校就学補助金 △78 幼稚園就園奨励費補助金 △728

（款）　10. 教育費　（項）　1. 教育総務費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
4. 後継者育成費	108	△108	0				△108	19. 負担金補助及び交付金	△108	漁業研修推進協議会負担金 △30 後継者育成給付金 △78
計	82,751	△6,773	75,978	△167			△6,606			

（款）　10. 教育費　（項）　2. 小学校費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
1. 学校管理費	81,970	△6,229	75,741	△10,310		△500	4,581	7. 賃金	△495	特別支援教育支援員賃金	
								13. 委託料	△331	学校施設管理委託料	
								14. 使用料及び賃借料	△360	事務機器等リース料	△199
										車輌借上料	△161
								15. 工事請負費	△4,913	町立小学校空調設備改修事業	△4,545
										学校施設整備改修事業	△200
										三里分校解体事業	△168
								18. 備品購入費	△130	小学校管理用備品	
2. 教育振興費	22,420	△3,616	18,804	△207			△3,409	14. 使用料及び賃借料	△2,392	パソコン・サーバリース料	△780
										学習用パソコンリース料	△1,612
								18. 備品購入費	△299	小学校教材備品	
								20. 扶助費	△925	要保護及び準要保護児童援護費	△483
										特別支援教育就学奨励費	△442
計	104,390	△9,845	94,545	△10,517		△500	1,172				

（款）　10. 教育費　（項）　3. 中学校費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1. 学校管理費	58,009	△1,497	56,512				△1,497	8. 報償費	△144	学校体育外部指導者謝金
								12. 役務費	△300	手数料
								14. 使用料及び賃借料	△581	事務機器等リース料 △164 車輌借上料 △417
								15. 工事請負費	△191	学校施設整備改修事業 △20 大浦中学校浄化槽改築事業 △171
								18. 備品購入費	△281	中学校管理用備品
2. 教育振興費	34,363	△2,411	31,952	△162			△2,249	14. 使用料及び賃借料	△1,186	パソコン・サーバリース料
								18. 備品購入費	△232	中学校教材備品
								19. 負担金補助及び交付金	△99	九州・全国大会出場補助金
								20. 扶助費	△894	要保護及び準要保護生徒援護費 △489 特別支援教育就学奨励費 △405
計	92,372	△3,908	88,464	△162			△3,746			

（款）　10. 教育費　（項）　4. 社会教育費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1. 社会教育総務費	48,149	△792	47,357				△792	2. 給料	△378	一般職給
								3. 職員手当等	△314	通勤手当 △141 期末手当 △90 退職手当組合負担金 △83
								8. 報償費	△100	各種学級等講師謝金
2. 青少年育成費	3,328	△167	3,161	190			△357	8. 報償費	△380	コーディネーター等謝金
								13. 委託料	△230	映画上映委託料
								18. 備品購入費	443	放課後子ども教室用備品
3. 公民館費	9,205	△828	8,377	450			△1,278	13. 委託料	△828	中央公民館耐震診断業務委託料
4. 自然休養村管理センター費	11,736	0	11,736	1,023			△1,023			財源組替
5. 文化財保護費	6,043	4	6,047				4	4. 共済費	4	社会保険料（その他）
計	90,459	△1,783	88,676	1,663			△3,446			

（款）　10. 教育費　（項）　5. 保健体育費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1. 保健体育総務費	12,316	△560	11,756				△560	13. 委託料	△258	町民体育大会委託料 △236 さわやかスポーツレクリエーション大会委託料 △22
								18. 備品購入費	△302	保健体育用備品
2. 体育施設費	27,671	△102	27,569			△33	△69	13. 委託料	△102	浄化槽管理委託料 △90 艇庫管理委託料 △12
3. 学校給食費	79,589	△2,262	77,327				△2,262	7. 賃金	△366	給食センター調理員等賃金
								11. 需用費	△1,526	燃料費 △1,106 修繕料 △420
								12. 役務費	△370	通信運搬費 △64 手数料 △306
4. 給食センター建設費	269,258	96,120	365,378	42,316	68,000	△10,000	△4,196	7. 賃金	△34	事務補助賃金
								8. 報償費	△68	給食センター建設検討委員会委員報償金
								13. 委託料	△1,550	学校給食受入施設設計業務委託料

（款）　10. 教育費　（項）　5. 保健体育費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								15. 工事請負費	97,772	給食センター施設整備事業
計	388,834	93,196	482,030	42,316	68,000	△10,033	△7,087			

（款）　11. 災害復旧費　（項）　1. 農林水産施設災害復旧費

1. 農地等災害復旧費	37,542	0	37,542	△4,426		△380	4,806			財源組替
3. 林道災害復旧費	2,056	0	2,056	169			△169			財源組替
計	39,598	0	39,598	△4,257		△380	4,637			

（款）　11. 災害復旧費　（項）　2. 公共土木施設災害復旧費

3. 道路橋梁等災害復旧費	27,260	△3,000	24,260	△2,000	△1,000			15. 工事請負費	△3,000	道路橋梁等災害復旧事業
計	30,420	△3,000	27,420	△2,000	△1,000					

（款）　12. 公債費　（項）　1. 公債費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他		区分	金額	
1. 元金	425,971	1,118	427,089				1,118	23. 償還金利子及び割引料	1,118	起債元金（経常的なもの）
2. 利子	44,307	△5,152	39,155				△5,152	23. 償還金利子及び割引料	△5,152	起債利子（経常的なもの）
計	470,278	△4,034	466,244				△4,034			

補正予算給与費明細書

1　特 別 職

（単位：千円）

区分		職員数	給与費					共済費	合計	備考
			報酬	給料	期末手当 年間支給率(月分)	その他の手当	計			
補正後	長等	2		15,720	4,897 (3.25)	4,791	25,408	2,530	27,938	
	議員	11	33,240		10,353 (3.25)		43,593	13,154	56,747	
	その他	864	50,289				50,289		50,289	
	計	877	83,529	15,720	15,250	4,791	119,290	15,684	134,974	
補正前	長等	2		15,720	4,897 (3.25)	4,791	25,408	3,587	28,995	
	議員	11	33,240		10,353 3.00		43,593	13,154	56,747	
	その他	864	51,043				51,043		51,043	
	計	877	84,283	15,720	15,250	4,791	120,044	16,741	136,785	
比較	長等							△ 1,057	△ 1,057	
	議員									
	その他		△ 754				△ 754		△ 754	
	計		△ 754				△ 754	△ 1,057	△ 1,811	

2　一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	89		342,292	256,469	598,761	111,776	710,537	
補正前	89		359,273	271,275	630,548	127,992	758,540	
比較			△ 16,981	△ 14,806	△ 31,787	△ 16,216	△ 48,003	

	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
職員手当の内訳	補正後	15,267	81,872	49,472	2,102	7,227	3,624
	補正前	16,611	87,102	51,280	2,469	7,227	3,941
	比較	△ 1,344	△ 5,230	△ 1,808	△ 367		△ 317

	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職特別勤務手当	退職手当組合負担金
職員手当の内訳	補正後		18,498	21	180	78,206
	補正前		20,143	21	252	82,229
	比較		△ 1,645		△ 72	△ 4,023

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

（単位：千円）

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	△ 16,981	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 16,981		
職員手当	△ 14,806	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 14,806	扶養手当 △ 1,344 期末手当 △ 5,230 勤勉手当 △ 1,808 住居手当 △ 367 通勤手当 △ 317 時間外勤務手当 △ 1,645 管理職特別勤務手当 △ 72 退職手当組合負担金 △ 4,023	

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全体計画								前々年度末までの支出額	前年度末までの支出額（見込）額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率
			年度	区分	年割額	左の財源内訳										
						特定財源				一般財源						
						国県支出金	地方債	その他								
					千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
10 教育費	5 保健体育費	給食センター施設整備事業	28	補正前	252,000	16,312	200,000	30,000		5,688			252,000	252,000		40.0
				補正後	349,772	58,628	268,000	20,000		3,144		349,772		349,772		55.5
			29	補正前	378,000	40,422	300,000	37,000		578					378,000	60.0
				補正後	280,228		280,000			228			280,228	280,228		44.5
			計	補正前	630,000	56,734	500,000	67,000		6,266			252,000	252,000	378,000	100.0
				補正後	630,000	58,628	548,000	20,000		3,372		349,772	280,228	630,000		100.0

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区分		前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1. 普通債	補正前 (A)	4,630,074	4,507,677	517,392	417,820	4,607,249
	補正 (B)			62,200		62,200
	補正後 (C)	4,630,074	4,507,677	579,592	417,820	4,669,449
(7) 消防	補正前 (A)	444,132	417,083	5,800	26,606	396,277
	補正 (B)			△ 5,800		△ 5,800
	補正後 (C)	444,132	417,083		26,606	390,477
(8) 教育	補正前 (A)	113,885	108,393		5,600	102,793
	補正 (B)			68,000		68,000
	補正後 (C)	113,885	108,393	68,000	5,600	170,793
2. 災害復旧債	補正前 (A)	25,642	20,542	13,100	7,090	26,552
	補正 (B)			△ 1,000		△ 1,000
	補正後 (C)	25,642	20,542	12,100	7,090	25,552
(1) 農林水産	補正前 (A)	11,225	9,009	4,100	2,775	10,334
	補正 (B)			△ 1,000		△ 1,000
	補正後 (C)	11,225	9,009	3,100	2,775	9,334
合計	補正前 (A)	4,655,716	4,528,219	530,492	424,910	4,633,801
	補正 (B)			61,200		61,200
	補正後 (C)	4,655,716	4,528,219	591,692	424,910	4,695,001

議案第３号

平成２８年度太良町山林特別会計補正予算（第２号）

平成２８年度太良町山林特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８，０６４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６９，９７９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

平成２９年３月６日提出

太良町長　岩　島　正　昭

第1表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業収入		10,500	△4,500	6,000
	1. 事業収入	10,500	△4,500	6,000
2. 事業外収入		30,856	2,640	33,496
	1. 財産運用収入	25	377	402
	5. 基金繰入金	25,337	2,263	27,600
3. 資本的収入		20,559	9,924	30,483
	2. 県支出金	20,559	9,924	30,483
歳入合計		61,915	8,064	69,979

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 資本的費用		55，518	9，464	64，982
	1. 造林費	52，775	9，087	61，862
	3. 積立金	2，733	377	3，110
3. 予備費		3，080	△1，400	1，680
	1. 予備費	3，080	△1，400	1，680
歳出合計		61，915	8，064	69，979

第２表　繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事　　業　　名	金　　額
2　資本的費用	1　造林費	間伐等森林整備促進対策事業委託料	27,000
合　　計			27,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	備考
1. 事業収入	10,500	△4,500	6,000	
2. 事業外収入	30,856	2,640	33,496	
3. 資本的収入	20,559	9,924	30,483	
歳入合計	61,915	8,064	69,979	

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 資本的費用	55,518	9,464	64,982	9,924		2,640	△3,100
3. 予備費	3,080	△1,400	1,680				△1,400
歳出合計	61,915	8,064	69,979	9,924		2,640	△4,500

2　歳　入

（款）　1. 事業収入　（項）　1. 事業収入

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　明
1. 財産収入	10,500	△4,500	6,000	1. 立木売払収入	△4,500	間伐材等売払収入
計	10,500	△4,500	6,000			

（款）　2. 事業外収入　（項）　1. 財産運用収入

1. 利子及び配当金収入	25	377	402	1. 利子及び配当金収入	377	基金利子
計	25	377	402			

（款）　2. 事業外収入　（項）　5. 基金繰入金

1. 山林育成基金繰入金	25,337	2,263	27,600	1. 山林育成基金繰入金	2,263	山林育成基金繰入金
計	25,337	2,263	27,600			

（款）　3. 資本的収入　（項）　2. 県支出金

1. 造林事業県補助金	20,559	9,924	30,483	1. 造林事業県補助金	9,924	森林環境保全直接支援事業費補助金　△3,076 間伐等森林整備促進対策事業費補助金　13,000
計	20,559	9,924	30,483			

3　歳　出

（款）　2. 資本的費用　（項）　1. 造林費

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他		区　分	金　額	
1. 造林事業費	52,775	9,087	61,862	9,924		2,263	△3,100	13. 委託料	9,087	森林環境保全直接支援事業委託料　△16,490 多良岳200年の森整備事業委託料　△1,423 間伐等森林整備促進対策事業委託料　27,000
計	52,775	9,087	61,862	9,924		2,263	△3,100			

（款）　2. 資本的費用　（項）　3. 積立金

1. 積立金	2,733	377	3,110			377		25. 積立金	377	基金利子積立金
計	2,733	377	3,110			377				

（款）　3. 予備費　（項）　1. 予備費

1. 予備費	3,080	△1,400	1,680				△1,400			
計	3,080	△1,400	1,680				△1,400			

議案第４号

平成２８年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

平成２８年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ８，８７８千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２６，９６７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成２９年３月６日提出

太良町長　岩　島　正　昭

第1表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		72,188	△3,817	68,371
	1. 後期高齢者医療保険料	72,188	△3,817	68,371
4. 繰入金		61,429	△5,061	56,368
	1. 一般会計繰入金	61,429	△5,061	56,368
歳入合計		135,845	△8,878	126,967

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		129,930	△8,178	121,752
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	129,930	△8,178	121,752
3. 保健事業費		3,200	△700	2,500
	1. 保健事業費	3,200	△700	2,500
歳出合計		135,845	△8,878	126,967

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	備考
1. 後期高齢者医療保険料	72，188	△3，817	68，371	
4. 繰入金	61，429	△5，061	56，368	
歳入合計	135，845	△8，878	126，967	

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	129,930	△8,178	121,752			△4,361	△3,817
3. 保健事業費	3,200	△700	2,500			△700	
歳出合計	135,845	△8,878	126,967			△5,061	△3,817

2　歳　入

（款）　1. 後期高齢者医療保険料　（項）　1. 後期高齢者医療保険料

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　明
				区　分	金　額	
1. 特別徴収保険料	50,303	△4,287	46,016	1. 現年度分	△4,287	特別徴収保険料現年度分
2. 普通徴収保険料	21,885	470	22,355	1. 現年度分	796	普通徴収保険料現年度分
				2. 滞納繰越分	△326	滞納繰越分
計	72,188	△3,817	68,371			

（款）　4. 繰入金　（項）　1. 一般会計繰入金

1. 事務費繰入金	11,425	△1,361	10,064	1. 事務費繰入金	△1,361	事務費繰入金
2. 保険基盤安定繰入金	50,004	△3,700	46,304	1. 保険基盤安定繰入金	△3,700	保険基盤安定繰入金
計	61,429	△5,061	56,368			

3　歳　出

（款）　2. 後期高齢者医療広域連合納付金　（項）　1. 後期高齢者医療広域連合納付金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	129,930	△8,178	121,752			△4,361	△3,817	19. 負担金補助及び交付金	△8,178	後期高齢者医療広域連合納付金
計	129,930	△8,178	121,752			△4,361	△3,817			

（款）　3. 保健事業費　（項）　1. 保健事業費

1. 療養費	3,200	△700	2,500			△700		19. 負担金補助及び交付金	△700	はり灸負担金
計	3,200	△700	2,500			△700				

議案第５号

平成２８年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

平成２８年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１０８，９２４千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，８９２，０２５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成２９年３月６日提出

太良町長　岩　島　正　昭

第1表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		353,972	△4,378	349,594
	1. 国民健康保険税	353,972	△4,378	349,594
4. 国庫支出金		490,789	△31,317	459,472
	1. 国庫負担金	349,069	△31,317	317,752
5. 療養給付費交付金		25,657	△6,423	19,234
	1. 療養給付費交付金	25,657	△6,423	19,234
6. 前期高齢者交付金		217,731	712	218,443
	1. 前期高齢者交付金	217,731	712	218,443
7. 県支出金		130,817	△481	130,336
	1. 県負担金	17,622	△481	17,141
8. 共同事業交付金		515,247	△60,532	454,715
	1. 共同事業交付金	515,247	△60,532	454,715
10. 繰入金		157,049	△6,505	150,544
	1. 他会計繰入金	127,049	△6,505	120,544
歳入合計		2,000,949	△108,924	1,892,025

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		1，056，934	0	1，056，934
	1. 療養諸費	912，620	0	912，620
3. 後期高齢者支援金等		162，393	△644	161，749
	1. 後期高齢者支援金等	162，393	△644	161，749
4. 前期高齢者納付金等		114	2	116
	1. 前期高齢者納付金等	114	2	116
6. 介護納付金		74，065	△395	73，670
	1. 介護納付金	74，065	△395	73，670
7. 共同事業拠出金		545，452	△38，648	506，804
	1. 共同事業拠出金	545，452	△38，648	506，804
8. 保健事業費		18，409	△2，500	15，909
	1. 特定健康診査等事業費	15，249	△2，000	13，249
	2. 保健事業費	3，160	△500	2，660
11. 諸支出金		7，753	29，726	37，479

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 償還金及び還付加算金	2，605	29，726	32，331
12. 予備費		120，568	△96，465	24，103
	1. 予備費	120，568	△96，465	24，103
歳出合計		2，000，949	△108，924	1，892，025

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	備考
1. 国民健康保険税	353，972	△4，378	349，594	
4. 国庫支出金	490，789	△31，317	459，472	
5. 療養給付費交付金	25，657	△6，423	19，234	
6. 前期高齢者交付金	217，731	712	218，443	
7. 県支出金	130，817	△481	130，336	
8. 共同事業交付金	515，247	△60，532	454，715	

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
10. 繰入金	157,049	△6,505	150,544	
歳入合計	2,000,949	△108,924	1,892,025	

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 保険給付費	1,056,934	0	1,056,934	△30,434		△12,216	42,650
3. 後期高齢者支援金等	162,393	△644	161,749				△644
4. 前期高齢者納付金等	114	2	116				2
6. 介護納付金	74,065	△395	73,670				△395
7. 共同事業拠出金	545,452	△38,648	506,804			△60,532	21,884
8. 保健事業費	18,409	△2,500	15,909	△1,364			△1,136
11. 諸支出金	7,753	29,726	37,479				29,726

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
12. 予備費	120,568	△96,465	24,103				△96,465
歳出合計	2,000,949	△108,924	1,892,025	△31,798		△72,748	△4,378

2　歳　入

（款）　1. 国民健康保険税　（項）　1. 国民健康保険税

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　明
2. 退職被保険者等国民健康保険税	12,063	△4,378	7,685	1. 医療給付費分現年課税分	△2,808	医療給付費分現年課税分
				2. 後期高齢者支援金分現年課税分	△829	後期高齢者支援金分現年課税分
				3. 介護納付金分現年課税分	△741	介護給付費分現年課税分
計	353,972	△4,378	349,594			

（款）　4. 国庫支出金　（項）　1. 国庫負担金

2. 療養給付費負担金	331,447	△30,934	300,513	1. 現年度分	△30,934	療養給付費　△18,974 介護納付金　△7,854 後期高齢者支援金　△4,106
4. 特定健康診査等負担金	2,521	△383	2,138	1. 特定健康診査等負担金	△383	特定健康診査等負担金
計	349,069	△31,317	317,752			

（款）　5. 療養給付費交付金　（項）　1. 療養給付費交付金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
1. 療養給付費交付金	25,657	△6,423	19,234	1. 現年度分	△6,423	療養給付費等
計	25,657	△6,423	19,234			

（款）　6. 前期高齢者交付金　（項）　1. 前期高齢者交付金

1. 前期高齢者交付金	217,731	712	218,443	1. 現年度分	712	前期高齢者交付金
計	217,731	712	218,443			

（款）　7. 県支出金　（項）　1. 県負担金

2. 特定健康診査等負担金	2,521	△481	2,040	1. 特定健康診査等負担金	△481	特定健康診査等負担金
計	17,622	△481	17,141			

（款）　8. 共同事業交付金　（項）　1. 共同事業交付金

1. 共同事業交付金	515,247	△60,532	454,715	1. 高額医療費交付金	4,681	高額医療費共同事業交付金
				2. 保険財政共同安定化事業交付金	△65,213	保険財政共同安定化事業交付金
計	515,247	△60,532	454,715			

（款）　10. 繰入金　（項）　1. 他会計繰入金

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
1. 一般会計繰入金	127,049	△6,505	120,544	1. 保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	△4,713	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）
				2. 保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	△1,792	保険基盤安定繰入金（保険者支援分）
計	127,049	△6,505	120,544			

3　歳　出

（款）　2. 保険給付費　（項）　1. 療養諸費

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般被保険者療養給付費	870,000	0	870,000	△30,434		△5,793	36,227			財源組替
2. 退職被保険者等療養給付費	28,000	0	28,000			△6,423	6,423			財源組替
計	912,620	0	912,620	△30,434		△12,216	42,650			

（款）　3. 後期高齢者支援金等　（項）　1. 後期高齢者支援金等

1. 後期高齢者支援金	162,371	△644	161,727				△644	19. 負担金補助及び交付金	△644	後期高齢者支援金
計	162,393	△644	161,749				△644			

（款）　4. 前期高齢者納付金等　（項）　1. 前期高齢者納付金等

1. 前期高齢者納付金	94	2	96				2	19. 負担金補助及び交付金	2	前期高齢者納付金
計	114	2	116				2			

（款）　6. 介護納付金　（項）　1. 介護納付金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 介護納付金	74,065	△395	73,670				△395	19. 負担金補助及び交付金	△395	介護納付金
計	74,065	△395	73,670				△395			

（款）　7. 共同事業拠出金　（項）　1. 共同事業拠出金

1. 高額医療費拠出金	60,405	6,277	66,682			4,681	1,596	19. 負担金補助及び交付金	6,277	共同事業医療費拠出金
3. 保険財政共同安定化事業拠出金	485,046	△44,925	440,121			△65,213	20,288	19. 負担金補助及び交付金	△44,925	保険財政共同安定化事業拠出金
計	545,452	△38,648	506,804			△60,532	21,884			

（款）　8. 保健事業費　（項）　1. 特定健康診査等事業費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 特定健康診査等事業費	15,249	△2,000	13,249	△864			△1,136	13. 委託料	△2,000	特定健診・保健指導委託料
計	15,249	△2,000	13,249	△864			△1,136			

（款）　8. 保健事業費　（項）　2. 保健事業費

3. 療養費	2,112	△500	1,612	△500				19. 負担金補助及び交付金	△500	はり灸負担金
計	3,160	△500	2,660	△500						

（款）　11. 諸支出金　（項）　1. 償還金及び還付加算金

3. 国庫支出金返還金	1	29,565	29,566				29,565	23. 償還金利子及び割引料	29,565	国庫支出金精算返納金
9. 県支出金精算返納金	1	161	162				161	23. 償還金利子及び割引料	161	県支出金精算返納金
計	2,605	29,726	32,331				29,726			

（款）　12. 予備費　（項）　1. 予備費

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特　定　財　源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他		区　分	金　額	
1. 予備費	120,568	△96,465	24,103				△96,465			
計	120,568	△96,465	24,103				△96,465			

議案第６号

平成２８年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第３号）

平成２８年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第１条　歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第１表　歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

平成２９年３月６日提出

太良町長　岩　島　正　昭

第1表　歳出予算補正

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		95,534	100	95,634
	1. 事業費	95,534	100	95,634
3. 予備費		127	△100	27
	1. 予備費	127	△100	27
歳出合計		113,352	0	113,352

第２表　繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
1　事業費	1　事業費	漁業集落環境整備事業	21,680
合　計			21,680

歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	95,534	100	95,634			100	
3. 予備費	127	△100	27			△100	
歳出合計	113,352	0	113,352				

2　歳　出

（款）　1. 事業費　（項）　1. 事業費

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 竹崎地区漁業集落排水施設費	72,000	100	72,100			100		15. 工事請負費	100	道越漁港城内護岸改良工事
計	95,534	100	95,634			100				

（款）　3. 予備費　（項）　1. 予備費

1. 予備費	127	△100	27			△100				
計	127	△100	27			△100				

議案第７号

平成２８年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第３号）

平成２８年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２５，２８７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成２９年３月６日提出

太良町長　岩　島　正　昭

第1表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 事業外収入		7，705	44	7，749
	1. 財産収入	11	44	55
歳入合計		125，243	44	125，287

歳　出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		43,643	△4,964	38,679
	1. 総務費	17,696	19	17,715
	2. 管理費	25,947	△4,983	20,964
2. 事業外費用		6,088	39	6,127
	2. 消費税	2,810	39	2,849
3. 資本的費用		69,793	44	69,837
	2. 積立金	11	44	55
4. 予備費		5,719	4,925	10,644
	1. 予備費	5,719	4,925	10,644
歳出合計		125,243	44	125,287

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	備考
2. 事業外収入	7，705	44	7，749	
歳入合計	125，243	44	125，287	

（歳　出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	43,643	△4,964	38,679				△4,964
2. 事業外費用	6,088	39	6,127				39
3. 資本的費用	69,793	44	69,837			44	
4. 予備費	5,719	4,925	10,644				4,925
歳出合計	125,243	44	125,287			44	

2　歳　入

（款）　2. 事業外収入　（項）　1. 財産収入

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
1. 利子及び配当金収入	11	44	55	1. 利子及び配当金収入	44	基金利子
計	11	44	55			

3　歳　出

（款）　1. 事業費　（項）　1. 総務費

（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 総務費	17,696	19	17,715				19	1. 報　酬	△24	簡易水道事業運営委員会委員報酬
								3. 職員手当等	99	時間外勤務手当
								4. 共 済 費	3	社会保険料（その他）
								7. 賃　金	△12	事務補助賃金
								11. 需 用 費	△31	消耗品費　△22 食 糧 費　△6 印刷製本費　△3
								12. 役 務 費	△16	通信運搬費
計	17,696	19	17,715				19			

（款）　1. 事業費　（項）　2. 管理費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源				
				国県支出金	地方債	その他		区分	金額		
1. 管理費	25,947	△4,983	20,964				△4,983	7. 賃金	△18	水道施設草刈賃金	
								11. 需用費	△1,261	消耗品費	△80
										光熱水費	△311
										修繕料	△870
								12. 役務費	△3,480	手数料	
								13. 委託料	△224	量水器取替委託料	6
										検針委託料	△17
										監視システム保守委託料	△39
										漏水調査委託料	△174
計	25,947	△4,983	20,964				△4,983				

（款）　2. 事業外費用　（項）　2. 消費税

1. 消費税	2,810	39	2,849				39	27. 公課費	39	消費税及び地方消費税
計	2,810	39	2,849				39			

（款）　3. 資本的費用　（項）　2. 積立金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他		区分	金額	
1. 積立金	11	44	55			44		25. 積立金	44	基金利子積立金
計	11	44	55			44				

（款）　4. 予備費　（項）　1. 予備費

1. 予備費	5,719	4,925	10,644				4,925			
計	5,719	4,925	10,644				4,925			

給与費明細書

1　特別職

（単位　千円）

区分		職員数	給与費			共済費	合計	備考
			報酬	期末手当 年間支給率(月分)	計			
補正後	その他の特別職	5	16		16		16	運営委員
補正前	その他の特別職	5	40		40		40	運営委員
比較		0	△ 24		△ 24		△ 24	

補正予算給与費明細書

2　一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	2		6,844	5,183	12,027	1,996	14,023	
補正前	2		6,844	5,084	11,928	1,996	13,924	
比較	0		0	99	99	0	99	

	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
職員手当の内訳	補正後	303	1,577	987			206
	補正前	303	1,577	987			206
	比較	0	0	0			0

	区分	特勤手当	時間外勤務手当	退職手当組合負担金
職員手当の内訳	補正後		604	1,506
	補正前		505	1,506
	比較		99	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	99	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	99	時間外勤務手当 99	

議案第　８ 号

平成２８年度太良町水道事業会計補正予算（第２号）

第１条　平成２８年度太良町水道事業会計補正予算(第２号)は、次に定めるところによる。

第２条　平成２８年度太良町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支　出

	(科　　目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(　計　)
第１款	事　業　費	55,600千円	0千円	55,600千円
第１項	営 業 費 用	46,241千円	913千円	47,154千円
第２項	営 業 外 費 用	2,665千円	300千円	2,965千円
第４項	予　備　費	6,693千円	△ 1,213千円	5,480千円

第３条　予算第５条（１）中「16,398千円」を「16,354千円」に改める。

平成２９年３月６日提出

太良町長　岩　島　正　昭

平成 28 年度　太良町水道事業会計予算実施計画書

収　益　的　支　出

支　出

（単位：千円）

款	項	目	補正前の額	補　正　額	計
1 事業費			55,600	0	55,600
	1 営業費用		46,241	913	47,154
		1 原水及び浄水費	6,571	△1,148	5,423
		2 配水及び給水費	17,032	△577	16,455
		4 総係費	10,852	△231	10,621
		5 減価償却費	11,784	△130	11,654
		6 資産減耗費	1	2,999	3,000
	2 営業外費用		2,665	300	2,965
		3 消費税	1,000	300	1,300
	4 予備費		6,693	△1,213	5,480
		1 予備費	6,693	△1,213	5,480
収益的支出合計			55,600	0	55,600

平成 28 年度　太良町水道事業会計補正予算説明書

収 益 的 支 出

（支　出）　　（単位:千円）

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 事業費		55,600	0	55,600			
1 営業費用		46,241	913	47,154			
	1 原水及び浄水費	6,571	△1,148	5,423			
					2 手数料	△718	水質検査手数料
					3 動力費	△430	モーター電力料
	2 配水及び給水費	17,032	△577	16,455			
					3 賞与引当金繰入額	△18	期末手当分 △2 勤勉手当分 △11 期末・勤勉手当分(法定福利費) △5
					6 旅費	△131	普通旅費
					13 委託料	△428	検針委託料 △31

（単位:千円）

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
							管路情報システム保守点検委託料 △37 上水道施設漏水調査業務委託料 △334 監視システム保守点検業務委託料 △26
	4 総係費	10,852	△231	10,621			
					3 賞与引当金繰入額	△26	期末手当分 △4 勤勉手当分 △12 期末・勤勉手当分(法定福利費) △10
					6 旅費	△155	普通旅費
					7 備消耗品費	△50	備消耗品費
	5 減価償却費	11,784	△130	11,654			
					2 構築物減価償却費	△130	配水管　外

（単位:千円）

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
	6 資産減耗費	1	2,999	3,000			
					1 固定資産除却費	2,999	固定資産除却費
2 営業外費用		2,665	300	2,965			
	3 消費税	1,000	300	1,300			
					1 消費税	300	消費税及び地方消費税
4 予備費		6,693	△1,213	5,480			
	1 予備費	6,693	△1,213	5,480			
					1 予備費	△1,213	
収益的支出合計		55,600	0	55,600			

補正予算給与費明細書

1．一　般　職

(1)　総　　括

（単位：千円）

区分		職員数		給与費				法定福利費	合計
		特別職	一般職	報酬	給料	手当	計		
補正後	損益勘定支弁職員		2		7,788	6,170	13,958	2,396	16,354
	資本勘定支弁職員								
	合計		2		7,788	6,170	13,958	2,396	16,354
補正前	損益勘定支弁職員		2		7,788	6,199	13,987	2,411	16,398
	資本勘定支弁職員								
	合計		2		7,788	6,199	13,987	2,411	16,398
比較	損益勘定支弁職員		0		0	△ 29	△ 29	△ 15	△ 44
	資本勘定支弁職員								
	合計		0		0	△ 29	△ 29	△ 15	△ 44

手当の内訳	区分	扶養手当	管理職手当	期末勤勉手当	通勤手当	時間外勤務手当	退職手当組合費	住居手当	合計
	補正後	647		3,108	51	650	1,714		6,170
	補正前	647		3,137	51	650	1,714		6,199
	比較	0		△ 29	0	0	0		△ 29

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	△ 29	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 29	期末勤勉手当 △ 29	

議案第９号

太良町個人情報保護条例及び太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

太良町個人情報保護条例及び太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成２９年３月６日提出

太良町長　岩　島　正　昭

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、太良町個人情報保護条例及び太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、この案を提出する。

別紙

太良町個人情報保護条例及び太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

（太良町個人情報保護条例の一部改正）

第１条　太良町個人情報保護条例（平成１５年太良町条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号中「第２項」の次に「（これらの規定を番号法第２６条において準用する場合を含む。第３３条第２号において同じ。）」を加える。

第３３条第２号中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第８号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

第３４条第２項第１号中「第２８条」を「第２９条」に改める。

（太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第２条　太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年太良町条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第５条第１項中「第１９条第９号」を「第１９条第１０号」に改める。

附　則

この条例は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成２７年法律第６５号）附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日（平成２９年５月３０日）から施行する。

議案第１０号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成２９年３月６日提出

太良町長　岩　島　正　昭

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の
一部を改正する条例（案）

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和３０年太良町条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項を削る。
第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。
（失職の特例）
第５条　任命権者は、法第１６条第２号に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとすることができる。
２　職員は、前項の場合において、当該刑の執行猶予が取り消されたときは、その日においてその職を失うものとする。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）
地方公務員法の規定に基づき、職員の失職の特例を定めたいので、この案を提出する。

議案第１１号

太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成２９年３月６日提出

太良町長　岩　島　正　昭

（提案理由）
育児休業、介護休暇等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、この案を提出する。

別紙

太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例（案）

太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年太良町条例第５号）の一部を次のように改正する。

第８条の３第４項中「規定は、」の次に「第２６条第１項に規定する」を加え、「介護と読み替える」を「介護」と読み替える」に改める。

第１１条中「組合休暇」を「介護時間」に改める。

第１６条ただし書を削る。

第２６条第１項を次のように改める。

介護休暇は、職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

第２６条第２項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する６月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（介護時間）

第２６条の２　介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２　介護時間の時間は、前項に規定する期間内において１日につき２時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

３　介護時間については、給与条例第１１条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない１時間につき、同条例第１５条に規定する勤務時間１時間当たりの給与額を減額する。

第２７条を次のように改める。

第２７条　削除

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

議案第１２号

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成２９年３月６日提出

太良町長　岩　島　正　昭

（提案理由）
太良町地域公共交通会議の設置に伴い、委員の報酬及び費用弁償を定める必要があるため、この案を提出する。

別紙

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和５７年太良町条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

地域公共交通会議委員（大学教授）	日額 8,000円	〃
〃（その他）	日額 4,000円	〃

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１３号

太良町税条例等の一部を改正する条例の制定について

太良町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成２９年３月６日提出

太良町長　岩　島　正　昭

（提案理由）

地方税法等の一部改正により、太良町税条例等の一部を改正する必要が生じたため、この案を提出する。

別紙

太良町税条例等の一部を改正する条例（案）

（太良町税条例の一部改正）

第１条　太良町税条例（昭和３０年太良町条例第１４号）の一部を次のように改正する。

附則第７条の３の２第１項中「平成４１年度」を「平成４３年度」に、「平成３１年」を「平成３３年」に、「前項第１項」を「前条第１項」に改める。

第２条　太良町税条例の一部を次のように改正する。

第１８条の３中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第１９条中「）、第５３条の７、第６７条」の次に「、第８１条の６第１項」を加え、同条第２号及び第３号中「第９８条第１項」を「第８１条の６第１項の申告書、第９８条第１項」に改める。

第３４条の４中「１００分の１２．１」を「１００分の８．４」に改める。

第８０条第１項及び第２項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

２　前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第４４３条第２項に規定する者を含まないものとする。

第８０条第３項中「第４４３条第１項」を「第４４５条第１項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第１項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第８０条の２を削る。

第８１条を次のように改める。

（軽自動車税のみなす課税）

第８１条　軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第

１項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

２　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

３　法第４４４条第３項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第２条第５項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第１項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

４　法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第８１条の次に次の８条を加える。

（日本赤十字社が取得する三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税の範囲）

第８１条の２　日本赤十字社が取得する三輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、環境性能割を課さない。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する種別割の非課税の範囲）

第８１条の２の２　日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、種別割を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第８１条の３　環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第１５条の１０に定めるところによ

り算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第８１条の４　次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

（１）　法第４５１条第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　１００分の１

（２）　法第４５１条第２項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　１００分の２

（３）　法第４５１条第３項の規定の適用を受けるもの　１００分の３

（環境性能割の徴収の方法）

第８１条の５　環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第８１条の６　環境性能割の納税義務者は、法第４５４条第１項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第３３号の４様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

２　三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第４５４条第１項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第３３号の４様式による報告書を町長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第８１条の７　環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、１０万円以下の過料を科する。

２　前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

３　第１項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から１０日以内とする。

（環境性能割の減免）

第８１条の８　町長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第９０条第１項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）の

うち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2　前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第８２条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第２号を次のように改める。

（２）軽自動車及び小型特殊自動車

ア　軽自動車

（ア）　二輪のもの（側車付のものを含む。）　年額　３，６００円

（イ）　三輪のもの　年額　３，９００円

（ウ）　四輪以上のもの

a　乗用のもの

営業用　年額　６，９００円

自家用　年額　１０，８００円

b　貨物用のもの

営業用　年額　３，８００円

自家用　年額　５，０００円

イ　小型特殊自動車

（ア）　農耕作業用のもの　年額　２，４００円

（イ）　その他のもの　年額　５，９００円

第８３条（見出しを含む。）及び第８５条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第８７条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第３３号の４様式」を「第３３号の４の２様式」に改め、同条第２項及び第３項中「第３３号の４様式」を「第３３号の４の２様式」に改め、同条第４項中「第８０条第２項」を「第８１条第１項」に改める。

第８８条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「第８０条第２項」を「第８１条第１項」に改める。

第８９条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「も

のと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第２項及び第３項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第９０条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第１号中「のうち町長が必要と認めるもの」を削り、同条第２項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第３項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第８９条第２項各号」を「前条第２項各号」に改め、同条第６項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第４項及び第５項を削り、同条第６項を同条第４項とする。

第９１条第２項中「第４４３条」を「第４４５条」に、「第８０条の２」を「第８１条の２」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第７項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第１５条の次に次の５条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第１５条の２　軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第１章第２節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第１５条の３　町長は、当分の間、第８１条の８の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第１５条の４　第８１条の６の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第１５条の５　町は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第２９条の１６第１項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第１５条の６　営業用の三輪以上の軽自動車に対する第８１条の４の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１号	１００分の１	１００分の０．５
第２号	１００分の２	１００分の１
第３号	１００分の３	１００分の２

２　自家用の三輪以上の軽自動車に対する第８１条の４（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「１００分の３」とあるのは、「１００分の２」とする。

附則第１６条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第１項中「初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による」を「最初の法第４４４条第３項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第２号ア（イ）	３，９００円	４，６００円
第２号ア（ウ）ａ	６，９００円	８，２００円
	１０，８００円	１２，９００円
第２号ア（ウ）ｂ	３，８００円	４，５００円
	５，０００円	６，０００円

附則第１６条第２項から第４項までを削る。

（太良町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　太良町税条例の一部を改正する条例（平成２６年太良町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

附則第６条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第８２条及び新条例」を「太良町税条例第８２条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第８２条第２号ア（イ）	３，９００円	３，１００円
第８２条第２号ア（ウ）ａ	６，９００円	５，５００円
	１０，８００円	７，２００円
第８２条第２号ア（ウ）	３，８００円	３，０００円

b	５，０００円	４，０００円
附則第１６条第１項	第８２条	太良町税条例の一部を改正する条例（平成２６年太良町条例第１５号。以下この条において「平成２６年改正条例」という。）附則第６条の規定により読み替えて適用される第８２条
附則第１６条第１項の表第２号ア（イ）の項	第２号ア（イ）	平成２６年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第８２条第２号ア（イ）
	３，９００円	３，１００円
附則第１６条第１項の表第２号ア（ウ）ａの項	第２号ア（ウ）ａ	平成２６年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第８２条第２号ア（ウ）ａ
	６，９００円	５，５００円
	１０，８００円	７，２００円
附則第１６条第１項の表第２号ア（ウ）ｂの項	第２号ア（ウ）ｂ	平成２６年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第８２条第２号ア（ウ）ｂ
	３，８００円	３，０００円
	５，０００円	４，０００円

（太良町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第４条　太良町税条例の一部を改正する条例（平成２７年太良町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

附則第６条第７項の表第１９条第３号の項中「第９８条第１項」を「第８１条の６第１項の申告書、第９８条第１項」に改める。

（太良町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第５条　太良町税条例等の一部を改正する条例（平成２８年太良町条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１条中附則第１６条の改正規定を次のように改める。

附則第１６条第１項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第８２条第２号アの項中「第８２条第２号ア」を「第２号ア」に改め、同条第２項中「規定する」を「掲げる」に、「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度分」を「には、平成２９年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第８２条第２号アの項中「第８２条第２号ア」を「第２号ア」に改め、同条第３項中「規定する」を「掲げる」に、「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度分」を「には、平成２９年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第８２条第２号アの項中「第８２条第２号ア」を「第２号ア」に改め、同条第４項中「規定する」を「掲げる」に、「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度分」を「には、平成２９年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第８２条第２号アの項中「第８２条第２号ア」を「第２号ア」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第１条の改正規定　公布の日

（２）　第２条から第４条までの改正規定並びに次条及び附則第４条の規定　平成３１年１０月１日

（町民税に関する経過措置）

第２条　第２条の規定による改正後の太良町税条例（附則第４条において「３１年新条例」という。）第３４条の４の規定は、前条第２号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　第５条の規定による改正後の太良町税条例附則第１６条の規定は、平成２９年度分の軽自動車税について適用する。

第４条　３１年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第１条の第２号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

２　３１年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成３２年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成３１年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第１４号

太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成２９年３月６日提出

太良町長　岩　島　正　昭

太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例（案）

太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例（平成５年太良町条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第４条第３号イ中「第３項」を「第６項」に改め、同号ウ中「第４項」を「第７項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童扶養手当法の一部改正により、太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、この案を提出する。

議案第１５号

太良町学校給食センター新築工事請負変更契約の締結について

太良町学校給食センター新築工事請負変更契約を下記により締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年太良町条例第１５号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

平成２９年３月６日提出

太良町長　岩　島　正　昭

記

工事名	請負金額	契約の方法	契約の相手方
太良町学校給食センター新築工事	変更前 582,984,000円 変更後 585,648,360円	指名競争入札	藤津郡太良町大字多良1815番地 増田建設株式会社 代表取締役　増田　正弘

（提案理由）

太良町学校給食センター新築工事について、請負変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、この案を提出する。

議案第１６号

太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び
融資額の限度について

太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び限度額を次のとおり定めることについて、太良町農林漁業振興資金融通に伴う利子補給及び損失補償条例（平成１３年太良町条例第１５号）第２条及び第３条の規定により議会の議決を求める。

平成２９年３月６日提出

太良町長　岩　島　正　昭

１．事業の指定　　園芸作物経営資金・畜産経営資金・海苔養殖資金・家畜伝染病対策資金

２．融資の限度額

融資の種目	金融機関名	限度額
指定事業資金	佐賀県農業協同組合	８０,０００,０００円

（提案理由）

農林漁業の振興と経営安定に資することを目的として、園芸作物経営、畜産経営、海苔養殖及び家畜伝染病対策を事業として指定し、資金の融資限度額を定める必要があるため、この案を提出する。

議案第 17 号

平成２９年度　太良町一般会計予算

平成２９年度太良町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７，１８０，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、３００,０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成２９年３月 6 日提出
太良町長　岩　島　正　昭

議案第 １８ 号

平成２９年度　太良町山林特別会計予算

平成２９年度太良町山林特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１８,０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１５,０００千円と定める。

平成２９年３月 6 日提出

太良町長　岩　島　正　昭

議案第 **１９** 号

平成２９年度　太良町後期高齢者医療特別会計予算

平成２９年度太良町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１３０,０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成２９年３月 **６** 日提出

太良町長　岩　島　正　昭

議案第 20 号

平成２９年度　太良町国民健康保険特別会計予算

平成２９年度太良町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，８１３，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１２０,０００千円と定める。

平成２９年３月 6 日提出

太良町長　岩　島　正　昭

議案第２１号

平成２９年度　太良町漁業集落排水特別会計予算

平成２９年度太良町漁業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１２７,５００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１０,０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）　各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成２９年３月６日提出

太良町長　岩　島　正　昭

議案第２２号

平成２９年度　太良町簡易水道特別会計予算

平成２９年度太良町簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１１１,０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、４０,０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）　各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成２９年３月６日提出

太良町長　岩　島　正　昭

議案第 23 号

平成29年度 太良町水道事業会計予算

（総　則）

第１条　平成29年度太良町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	1,341 戸		
(2)	年間総給水量	349,000 ㎥		
(3)	一日平均給水量	956 ㎥		
(4)	主要な建設改良事業	上水道施設整備事業	事業費	43,539 千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		支出	
第１款　事業収益	55,600 千円	第１款　事業費	55,600 千円
第１項　営業収益	54,556 千円	第１項　営業費用	44,645 千円
第２項　営業外収益	1,044 千円	第２項　営業外費用	2,258 千円
		第３項　特別損失	1 千円
		第４項　予備費	8,696 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,999千円は当年度及び過年度分損益勘定留保資金6,999千円で補填するものとする）。

収入		支出	
第１款　資本的収入	41,001 千円	第１款　資本的支出	48,000 千円
第１項　企業債	41,000 千円	第１項　建設改良費	43,539 千円
第２項　雑収益	1 千円	第２項　企業債償還金	4,461 千円

（企業債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道施設整備事業	41,000千円	普通貸借又は証券発行	年 5.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により、措置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第６条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)　職員給与費　16,466 千円

（たな卸資産の購入限度額）

第７条　たな卸資産の購入限度額は440千円と定める。

平成 29 年 3 月 6 日提出

太良町長　岩 島 正 昭

議案第２４号

平成２９年度　町立太良病院事業会計予算

（総　則）

第１条　平成２９年度町立太良病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

病床数　一般病床	60 床		
年間延入院患者数	17,078 人	１日平均入院患者数	47 人
年間延外来患者数	62,551 人	１日平均外来患者数	213 人

建設改良計画

固定資産購入費

・器　械	超音波画像断層装置、手術台、近赤外線治療器　外	18,260 千円
・備　品	放射線画像情報システム、電動ベット一式　外	20,440 千円
・車　輌	通所リハビリテーション車輌一台	2,800 千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款	病院事業収益	1,127,567 千円
第１項	医業収益	925,760 千円
第２項	医業外収益	201,807 千円
第２款	訪問看護ステーション事業収益	35,924 千円
第１項	訪問看護事業収益	35,909 千円
第２項	訪問看護事業外収益	15 千円
第３款	居宅介護支援事業収益	14,503 千円
第１項	介護保険事業収益	14,329 千円
第２項	介護保険事業外収益	174 千円
第４款	通所リハビリテーション事業収益	49,210 千円
第１項	介護保険事業収益	49,210 千円
	収　入　合　計	1,227,204 千円

支　　出

第１款	病院事業費用	1,122,411 千円
第１項	医業費用	1,093,978 千円
第２項	医業外費用	28,432 千円
第３項	特別損失	1 千円
第２款	訪問看護ステーション事業費用	35,769 千円
第１項	訪問看護事業費用	35,769 千円
第３款	居宅介護支援事業費用	14,299 千円
第１項	介護保険事業費用	14,299 千円
第４款	通所リハビリテーション事業費用	31,401 千円
第１項	介護保険事業費用	31,401 千円
第５款	予備費	23,324 千円
第１項	予備費	23,324 千円
	支　出　合　計	1,227,204 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額　40,035 千円は当年度及び過年度損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

収　　入

第１款	資本的収入	61,523 千円
第１項	出資金	60,055 千円
第２項	補助金	1,466 千円
第３項	固定資産売却代金	2 千円

支　　出

第１款	資本的支出	101,558 千円
第１項	建設改良費	41,500 千円
第２項	企業債償還金	60,058 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第５条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
（１）職員給与費　　741,950 千円
（２）交　際　費　　100 千円

（他会計からの補助金）
第６条　病院財政健全化及び救急医療のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は　196,202 千円である。

（たな卸資産の購入限度額）
第７条　たな卸資産の購入限度額は 143,500 千円と定める。

平成２９年３月６日提出

太良町長　　岩　島　正　昭

追　加　日　程

日　程	件　　名
追加日程第１	議案一括上程 町長提案　　議案第２５号～議案第２７号、 町長の提案理由の説明
追加日程第２	議 案 第 ２５号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
追加日程第３	議 案 第 ２６号　教育委員会委員の任命について
追加日程第４	議 案 第 ２７号　教育委員会委員の任命について
追加日程第５	発 議 第　１号　議会広報編集特別委員会の設置について

追加提出議案目録

議案第２５号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第２６号　教育委員会委員の任命について

議案第２７号　教育委員会委員の任命について

上記のとおり

平成２９年　３月１５日

太良町長　岩　島　正　昭

議案第２５号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

太良町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成２９年３月１５日提出

太良町長　岩　島　正　昭

記

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
太良町大字多良１８６８番地３	新　宮　義　晃	昭和２２年７月１２日
太良町大字糸岐１０１５番地	井　手　カツ子	昭和２２年３月１３日
太良町大字大浦丁１３８４番地２	中　島　末　博	昭和２３年２月　４　日

（提案理由）

平成２９年３月２４日をもって任期が満了するため引き続き選任することについて同意を得たいので、この案を提出する。

議案第２６号

教育委員会委員の任命について

太良町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成２９年３月１５日提出

太良町長　岩　島　正　昭

記

住　　所　　太良町大字大浦戊５１２番地２

氏　　名　　鶴　﨑　　修

生年月日　　昭和２６年１０月１７日

（提案理由）

欠員補充のため鶴﨑修氏を任命することについて同意を得たいので、この案を提出する。

議案第２７号

教育委員会委員の任命について

太良町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成２９年３月１５日提出

太良町長　岩　島　正　昭

記

住　　所　　太良町大字大浦甲２４８番地

氏　　名　　澤　　晶　子

生年月日　　昭和５６年７月１０日

（提案理由）

平成２９年３月３１日をもって任期が満了する永渕武氏の後任として澤晶子氏を任命することについて同意を得たいので、この案を提出する。

追 加 提 出 議 案 目 録

発 議 第１号　議会広報編集特別委員会の設置について

上記のとおり

平成２９年　３月１５日

太良町議会議長　　坂 口　久 信

発議第１号

平成２９年　３月１５日

太良町議会議長
坂　口　久　信　　様

提出者　太良町議会議員　　末　次　利　男

賛成者　太良町議会議員　　待　永　るい子
〃　　〃　　竹　下　泰　信
〃　　〃　　田　川　　浩
〃　　〃　　江　口　孝　二
〃　　〃　　所　賀　　廣
〃　　〃　　平古場公子
〃　　〃　　川　下　武　則
〃　　〃　　久　保　繁　幸
〃　　〃　　下　平　力　人

議会広報編集特別委員会の設置について

太良町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により、上記の議案を次のとおり提出する。

議会広報編集特別委員会の設置について（案）

次のとおり議会広報編集特別委員会を設置するものとする。

記

１．名　　称　議会広報編集特別委員会
２．設置の根拠　地方自治法第109条及び太良町議会委員会条例第５条
３．設置の目的　太良町議会広報の編集・発行及びその他議会広報に関する事項についての調査・研究
４．委員の定数　５人
５．調査の期間　議決の日から、平成３１年８月１０日までとする。なお、本特別委員会は、議会の閉会中も調査・研究できるものとする。